

る。現状では受注側が負担する書面の合意があれば、手数料を差し引いた額の支払いを認めている。新たな運用基準では書面合意の有無にかかわらず、受注側に負担させるのは減額に該当すると明記する。

公取委は、取適法の対象外取引を含むサプライチェーン（供給網）全体で適切に価格転嫁できる環境整備も検討中。独占禁止法の優越的地位の乱用規制で対応する方向で、中小企業庁と設置する企業取引研究会で議論している。

公取委 取適法の違反事例明確に 手数料負担など運用基準固める

公正取引委員会は、**「下請法を改正し2026年1月1日に施行する『中小受託取引適正化法（取適法）』の運用基準を固めた。10月に公表する。取引先との協議に応じない一方的な代金決定など新たな禁止行為の解釈や想定違反事例を記載。協議の求めを拒否するだけでなく、無視したり、繰り返し先延ばしにしたりする**

ケースも違反だと明確にする。手形払いの禁止と連動し、電子記録債権やファクタリングも支払い期日まで手数料を含む満額の現金化が困難な場合、支払い遅延に該当すると明記する。

最終的な対価に着目した従来の買いたたき規定では、コスト上昇局面での利益圧迫が見過ごされる余地がある。取適法では交渉プ

ロセスに着目した規定を新設。取引先からの協議の求めに応じなかったり、必要な説明・情報提供を行わなかったりして利益を不当に

